

「千葉市こてはし学校給食センター再整備(改築)事業」入札説明書等への質問(第2回)に対する回答

No	資料名	頁/様式	該当箇所						項目名	質問	回答
1	入札説明書	17	第3	4	(3)	ウ	(ウ)	一時支払金	貴市から事業者に支払われる一時支払金の金額が確定するのはいつ頃になる想定でしょうか。ご教授ください。	平成28年度に確定しますが、原則として契約締結時の金額から変動することはありません。	
2	入札説明書	17	第3	4	(3)	ウ	(ウ)	一時支払金	事業者を支払われる一時支払金は、補助単価等の変更に伴い、提案時の金額と異なる場合があるとの記述がございますが、補助単価等の変更以外の理由による、一時支払金の変動は無いと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。	
3	要求水準書	5	第1	3	(6)			下水道	下水道事業受益者負担金(分担金)は、土地の所有者である千葉市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
4	要求水準書	5	第1	3	(6)			上水道	現学校給食センターの給水管の口径及び水道メーターの権利の有無について、ご教示ください。	口径は75mmであり、権利も残っています。なお、詳細は事業者にて関係部署へご確認ください。	
5	要求水準書	15	第2	2	(12)	イ		所有権移転	所有権移転について発生する費用は事業者負担となっておりますが、事業契約書(案)第57条においては「登記費用は市の負担とします」とあります。どちらが正しいでしょうか。	要求水準書の記載が正となります。事業契約書(案)第57条の記載は修正します。	
6	要求水準書	16	第3	1	(8)			給食提供訓練業務	給食提供訓練とはどのような内容を想定されているのでしょうか。	配送車両から配膳室への給食の積み下ろしを行っていただくことを想定していましたが、「給食提供訓練業務」は、「配送リハーサル」に含むこととします。なお、該当箇所の記載は修正します。	
7	要求水準書	36	第5	3	(1)	エ	(イ) a	給食回収時間	給食回収業務は13:00から可能なのでしょうか。	給食終了時刻15分後から回収可能とします。各校の給食終了時刻から15分経過した後回収を開始し、かつ14時までの間に回収が完了するよう配送計画を計画してください。なお、該当箇所の記載は修正します。	
8	要求水準書	48	第6	2				非汚染作業区域前室	非汚染作業区域前室で設置が求められている男女別更衣室について、特に男女の区別を必要としないような配慮をすれば共通とする提案としてもよろしいでしょうか。	男女の区別を必要としないような配慮をすれば共用とすることも可とします。なお、該当箇所の記載は修正します。	
9	要求水準書	49	第6	2				廃棄物庫(一般区域)	残渣以外の廃棄物(ダンボール等)を保管する廃棄物庫(一般区域)について、施設の外部ではなく建物の一部として設置することは可能でしょうか。	建物の一部として設置することも可とします。ただし、給食エリアの各諸室と壁等で区画してください。なお、該当箇所の記載は修正します。	
10	要求水準書	54	第6	3	(1)	エ	(ア)	諸室の扉	食品の動線上に位置する扉は、全て自動扉となりますが、パススルー、冷蔵庫、コンテナ搬出入等の扉も自動とする必要がありますでしょうか。	パススルー、冷蔵庫、コンテナ搬出入の扉は自動でなくても可とします。給食エリアの各諸室に入室する扉は自動とすることを基本としますが、合理的な理由を示せばこれに限らないこととします。なお、該当箇所の記載は修正します。	
11	様式集	様式25-1						※2施設平面図には、下記の内容を記載のこと	「建築物の主要な寸法、各諸室の床面積を明記」とありますが、各諸室の床面積は主要な諸室「調理室、事務室、など」以外の「雑品庫、調理員用便所、PS など」への記載も必要でしょうか。ご教示ください。	要求水準書の「第6/2 諸室の説明」に記載の諸室の床面積の記入は必須とし、その他の要求水準書に記載のない室を設置する場合等には必要に応じて床面積を記入してください。	
12	様式集							加算項目提案書	加算項目提案書の各様式に「提案した事項について、可能な限り提案理由を記載」との文言がございますが、当該提案理由について、どのような記載方法を想定されているかご教示ください。例えば、各様式ごとの大枠での提案理由を記載する、又は個々の細かい提案事項全てに理由を記載する等。	個々の提案事項について、可能な限り理由を記載してください。なお、提案事項の中に理由が記載されている場合や提案理由が明らか事項等には提案理由を記載する必要はありません。	
13	様式集	5	3	6				図面集	初期調達見積書の様式25-7②、③、④が調理設備リスト及び備品リストと同じ内容になることから、図面集に調理設備リスト及び各種備品リストは含まなくてもよろしいでしょうか。	図面集にも調理設備リスト、及び各種備品リストは含んでください。なお、図面集のリストには金額を記載しないようご注意ください。	
14	様式集	様式24-1							割賦金利については、事業契約記載の通り、元利均等返済にて算定を行った場合、千円未満の端数が出る可能性がございますが、この点について貴市のお考えをご教示ください。	千円未満の端数が発生した場合には、当該端数は切り捨ててください。	
15	様式集	様式24-6	備考7					長期資金調達計画及び収支等計画	LLCR算定における割引率について、「現在価値換算の割引率は優先借入の加重平均とすること。」との記載がございますが、優先借入利率の加重平均という理解でよろしいでしょうか。また仮に優先借入利率が全期間固定金利の場合、割引率＝優先借入利率になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
16	様式集	様式24-6						千葉市ライフサイクルコスト	市のお支払額をそのまま表示すればよろしいでしょうか。それとも支払対価を事業者の割引率で時価換算した金額を表示すればよろしいでしょうか。	市への支払額をそのまま表示してください。	
17	事業契約書(案)	6	第1章	第2節	第21条	6		第三者の使用	再請負人、再々請負人以下の業務は全て事業者の責任と規定されている上で、更に、再請負・再々請負以下についても貴市の事前の書面承諾が個別に必要となると、工事関係業者は膨大な数にのぼることから、貴市にも多大な労力がかかると思われる上、工程遅延も心配されかねないと考えます。施工計画書の中で確認いただく、あるいは、貴市との定例会議の中で体制図等必要事項を提示して確認いただくなど、現実的な方法等につき、協議頂けますでしょうか。	本条は第28条に規定されている事業計画書に記載された委託者等のことを指しており、全ての委託者等を指しているものではありません。なお、当該事業計画書に記載する委託者等は、主要な業務を委託等する委託者等のみ記載することとし、記載する委託者等は協議により決定します。	
18	事業契約書(案)	10	第2章	第2節	第31条			事前調査	事業者の責によらず、事前調査時に判明しなかった工事施工上の障害や市公表資料と事業者調査結果との差異が判明した場合(事業者側に必要な事前調査を怠る等の落度がない場合は、貴市が合理的な増加費用等を負担いただく他、事業契約第31条第4項が適用され、本件施設引渡予定日及び維持管理・運営開始予定日の変更をお願いできると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
19	事業契約書(案)	17	第2章	第6節	第51条	1		本件施設引渡予定日の変更	「引渡しの30日前までに」引渡日の変更を書面により求めることができるの規定と理解いたしました。一方で、引渡予定日の30日前以降に致し方ない事象が起こった場合等に(事情を斟酌した上で)引渡日の変更され得ることを妨げるものではないとの理解で差支えないでしょうか。	原案のとおりとします。ただし、不可抗力・法令変更による場合には、第7章の定めに従うこととなります。	

No	資料名	頁/様式	該当箇所						項目名	質問	回答
20	事業契約書(案)	18	第2章	第6節	第53条	2			引渡しの遅延等による費用等の負担	遅延損害賠償金は、民法420条の「損害賠償の予定」の考え方に基づき、貴市に発生する損害の大小に拘らず、本違約金を支払う定めであると思いますが、貴市の損害が違約金の金額より大きいときのみ例外が認められることは、公平な定めでないと考えます(職人不足等が深刻化する中、工程遵守は現在とても悩ましい課題です)。公共工事標準約款に準じて、超過分を請求する定めについては、削除いただけないでしょうか。	第53条第2項、後段の「この場合において、市は…」さらに事業者に対し賠償請求をすることができる。」の記載は削除します。
21	事業契約書(案)	18	第2章	第6節	第53条	2			引渡しの遅延等による費用等の負担	53条2項の解釈として、①事業者にも帰責がある場合、以外に、②貴市にも事業者にも何ら落ち度がない場合(不可抗力・法令変更を除く)も全く同列に議論されてしまうおそれがあります。②の場合で、事業者が工期改善につき必要な努力を怠らなかった場合、遅延損害金や市の損害負担を①同様に事業者にも課することは過酷であると考えます。この場合は①と異なり、事業者側に責任がないという事情を斟酌した上で、①と異なる扱いになると解釈して協議頂けますでしょうか。	市・事業者どちらにも何ら落ち度がない場合には、不可抗力に該当することとなり、第7章に従うことになります。
22	事業契約書(案)	36	第7章	第2節	第96条	1			不可抗力に伴う協議等	東日本大震災の際も、行政・事業者ともパニックに陥る中、何とか早期に復興させようという(契約を超えた)心意気といったものが復興の原動力になっていたと考えますし、このような中で震災発生から60日以内に(机上の)負担協議を並行させる余裕はなかったと考えます。兎に角心意気をもって復興に尽力している事業者の意向と裏腹に60日を過ぎれば市が一意的に決定できると言う規定は理不尽と考えます。事業者の責によらず合意が成立しない場合の協議延長等、「不可抗力が生じた日から60日以内」にかかわらず柔軟に対応いただけると考えて差支えないでしょうか。	原案のとおりとします。
23	事業契約書(案)	42	第10章		第118条	1			管轄裁判所	事業契約上、貴市との協議が一定期間に整わない場合は、貴市からの通知に事業者が従うことになっていますが、万が一、事業者が貴市の通知内容に不服がある場合は、本条に基づき裁判所にて解決を図る選択も有り得ると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	事業契約書(案)	53	別紙4-1	2	(1)	②			サービス対価A2	基準金利は、維持管理・運営開始日の2銀行営業日前に決定すると思いますが、維持管理・運営開始予定日である平成29年4月1日は土曜日となります。維持管理・運営開始日が予定日通り4/1であった場合、文面通り基準金利決定日は平成29年3月30日となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	事業契約書(案)	53	別紙4-1	2	(1)	②			サービス対価A2	サービス対価A2の割賦金利計算期間開始日は、維持管理・運営開始日という理解でよろしいでしょうか。また、提案上は平成29年4月1日から算定を行うということでしょうか。入札価格にも影響を与える部分につき、前提条件をご決定いただきたく。	サービス対価A2の割賦金利計算期間開始日は、維持管理・運営開始日となります。
26	事業契約書(案)	53	別紙4-1	3	(1)					質問No.137の貴市回答にて、『1食単価については、1円単位までの記入』とご回答されている一方で、事業契約書では「1食当たりの変動料金の単価は、小数点第三位以下を切り捨て、総額は小数点第一位以下を切り捨てる」と記載されておりますので、ご修正をお願い致します。	該当箇所の記載を、「1食あたりの変動費単価は、1円単位とする。」に修正します。
27	事業契約書(案)	55	別紙4-1	5	1	①	キ		サービス対価の改訂及び変更	「特別な要因による主要な工事材料価格の著しい変動及び予期することのできない特別な事情による急激なインフレーションやデフレーションによる、サービス対価Aの変更」の場合、一般に工事の続行自体が不可能なレベルの影響が考えられますし、こういった特別な状況に該当するかどうかの立証及び貴市のご検討は14日以内には到底難しいと考えます。このような場合は、協議の延長等、柔軟に対応いただけると考えて差支えないでしょうか。	原案のとおりとします。
28	事業契約書(案)	64							b 引き渡し後に付す保険	事業者は別途包括の賠償責任保険を付保しており、本事業についても当該包括保険契約にて保険対象となりますが、事業契約書(案)にて加入指定の賠償責任保険の代替とすることは可能でしょうか。(ただし、包括契約の被保険者に市は含まれておりません)	被保険者には必ず市が含まれている必要があります。よって、ご質問のように、保険契約の被保険者に市が含まれていない場合には、当該保険契約を事業契約書(案)にて加入指定の賠償責任保険の代替とすることは不可とします。
29	事業契約書(案)	75	別紙11	第3条	3				暴力団等排除に係る解除	暴力団等排除に係る解除について、当該条項における違約金は、本契約第83～85条の違約金とは別に発生するということでしょうか。仮にそうだとすると、契約金額の10分の1にあたる非常に高額な水準の違約金を事業期間を通じて調達する必要があり、事業者には大きな負担をかけることとなります。よって当該条項における解除時の違約金については本契約第83～85条の規定に則るという文言にご修正いただきたく。	原案のとおりとします。
30	入札説明書等への質問(第1回)に対する回答	2							No.16,17 既存施設の管理	質問回答No.17において、草刈や樹木の剪定についての支払い実績が記載されておませんが、業者への委託はしていないとの認識で間違いありませんか。業者へ委託している場合には、委託内容、支払い実績をお示し下さい。	業者への委託は行っていません。
31	入札説明書等への質問(第1回)に対する回答	2							No.17 既存施設の管理	平成25年度支払い実績の電話料金約40千円につきまして、機械警備の通信料金、固定電話の基本料金、その他監視機器類の通信料金等内訳をお示し下さい。	固定電話の基本料金が約10千円、機械警備の通信料金が約30千円となります。
32	入札説明書等への質問(第1回)に対する回答		110 143							配送車両をリース調達した場合、初期調達費(サービス対価A)を含むのご回答でしたが、サービス対価Bに含めるかどうかは事業者提案とさせていただきます。初期調達費(サービス対価A)としてください。	初期調達費(サービス対価A)としてください。
33	入札説明書等への質問(第1回)に対する回答		110 143							配送車両をリースにより調達した場合、事業期間中における全てのリース債務に係る費用を初期調達費とする、という理解でよろしいでしょうか。あるいは、事業期間中にリース契約を更新(車両そのものは継続使用)する場合、契約更新までのリース費用を初期調達費とし、契約更新後のリース費用は運営費に含めるということでしょうか。	事業期間中にリース契約を更新(車両そのものは継続使用)する場合、契約更新までのリース費用を初期調達費とし、契約更新後のリース費用は運営費に含めるということになります。